

第106期

定時株主総会 招集ご通知

証券コード 8379

株式会社 広島銀行



日時

平成29年6月28日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



場所

広島市中区紙屋町一丁目3番8号
当行本店7階集会室



議決権行使書用紙または インターネットによる議決権行使期限

平成29年6月27日（火曜日）
午後5時

目次

第106期定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使方法のご案内 (添付書類)	2
第106期事業報告	3
計算書類	28
連結計算書類	30
監査報告書	33
(株主総会参考書類)	
第1号議案 剰余金処分の件	37
第2号議案 株式併合の件	38
第3号議案 取締役10名選任の件	40
第4号議案 監査役1名選任の件	46
第5号議案 取締役等に対する株式報酬等の額 および内容決定の件	47

証券コード8379

平成29年6月7日

株 主 各 位

広島市中区紙屋町一丁目3番8号

株式会社 **広島銀行**

取締役頭取 池田晃治

第106期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当行第106期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。後述のご案内に従って平成29年6月27日（火曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月28日（水曜日）午前10時

2. 場 所 広島市中区紙屋町一丁目3番8号 当行本店7階集会室

3. 目的事項

報告事項

第106期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告、計算書類、連結計算書類
ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第1号議案

剰余金処分の件

第2号議案

株式併合の件

第3号議案

取締役10名選任の件

第4号議案

監査役1名選任の件

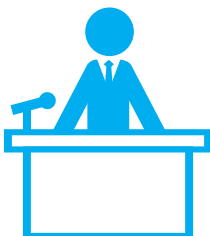
第5号議案

取締役等に対する株式報酬等の額および内容決定の件

以 上

議決権行使方法のご案内

株主総会にご出席いただける場合

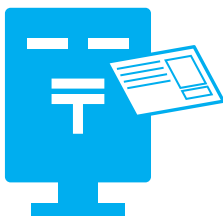


同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

開催日時：平成29年 **6月28日**（水曜日）午前**10時**

開催場所：当行本店7階集会室

株主総会にご出席いただけない場合



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、郵送にてご返送ください。なお、各議案につき賛否のご表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

行使期限：平成29年 **6月27日**（火曜日）午後**5時必着**



インターネットによる議決権行使

詳細は52頁をご参照のうえ、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限：平成29年 **6月27日**（火曜日）午後**5時まで**

- 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- 次の事項につきましては、法令ならびに当行定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト（アドレス <http://www.hirogin.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。
 - ①事業報告の「当行の新株予約権等に関する事項」
 - ②計算書類の「株主資本等変動計算書」および「計算書類の注記」
 - ③連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結計算書類の注記」したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人が監査報告書を作成するに際して監査をした計算書類および連結計算書類の一部であり、監査役会が監査報告書を作成するに際して監査をした事業報告、計算書類および連結計算書類の一部であります。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイト（アドレス <http://www.hirogin.co.jp/>）に掲載させていただきます。

第106期 (平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで) 事業報告

1 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

〔主要な事業内容〕

当行は、広島県に本店を置き、隣接する岡山県、山口県、愛媛県を含めた4県を中心とする地域の金融機関として、充実したネットワークを活かし、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務、信託業務に加え、投資信託や保険商品の窓口販売業務等の総合金融サービスを提供しております。

〔経済金融環境〕

平成28年度のわが国経済は、日本銀行の金融緩和策や政府の経済政策を背景に、企業業績が持ち直すなか、雇用・所得環境が改善傾向を辿ったほか、個人消費の一部に持ち直しの動きがみられるなど、全体として緩やかな回復基調が続きました。ただし、英国のEU離脱問題の影響など海外経済の不確実性の高まりから、輸出や生産活動に足踏み感がみられるなど、世界的に政治が不安定化するなかで、先行き不透明な状況が続きました。

当地方の経済は、輸出が弱含みで推移したものの、生産活動が緩やかに回復したほか、個人消費の一部に持ち直しの動きがみられました。また、雇用環境が堅調に推移したほか、所得環境が底堅く推移するなど、全体として景気は緩やかに回復しました。

金融面では、日本銀行によるマイナス金利政策の導入を受けて、短期金利、長期金利ともに0%近傍で推移しました。

〔事業の経過及び成果〕

このような経済金融環境の下、当行は、「地域社会との強い信頼関係で結ばれた、頼りがいのある<ひろぎんグループ>を構築する」という経営ビジョンの実現に向け、お客さま第一主義を実践する中で、地域に密着した総合金融サービスの提供に努めてまいりました。

営業面では、お客さまのニーズにタイムリーかつスピーディーにお応えするため、投資信託等の商品構成を充実させたほか、「<ひろぎん>祝！カープ優勝記念定期預金キャンペーン」や「<ひろぎん>資産運用全力応援キャンペーン」等の各種キャンペーンを実施しました。また、次世代への円滑な資産承継や資産の有効活用等をサポートする「民事信託マネジメントサービス」の取扱開始や、保険に関するサービス拡大に向けて紙屋町シャレオ内に「<ひろぎん>保険プラザ」を開設するなど、コンサルティング営業の強化に取り組んだほか、多様化するニーズに対応するため、海外発行カードに対応したATMの設置や、広島銀行ポータルアプリ「ひろぎんアプリ」の取扱開始などチャネルの拡充に努めました。

店舗につきましては、吉田支店を新築移転したほか、平成28年5月に<ひろぎん>中央ビルディングに大手町支店を移転し、2階を『コンサルティングフロア』として、充実した相談スペースを設置するなど、営業力の強化を図りました。また、「AED（自動体外式除細動器）」の設置店舗を拡大したほか、バリアフリー化の一環として、バリアフリー音響機器および卓上型対話支援システムを店舗に設置するなど、お客さまが安心・快適に窓口をご利用いただけるよう努めました。

店舗外現金自動設備につきましては、期中4カ所に新設した一方で6カ所廃止し、期末現在で321カ所に設置しております。なお、「コンビニATMサービス」として共同利用できる店舗外現金自動設備は、期中1,732カ所増加して期末現在で全国47,244カ所（うち広島県内1,102カ所）となりました。

また、CSR（企業の社会的責任）の一環として、当行従事者による地域清掃活動や地域イベントへの参加、「キッズ・マネースクール」・「職場体験学習」等の金融教育支援を実施し、地域社会の一員として、コミュニティ活動やボランティア活動にも積極的に取り組んでおります。

以上のように、株主及びお取引先の皆さま方の力強いご支援のもと、全行をあげて収益力の強化と経営基盤の拡充を図り、経営の合理化に努めました結果、次のような業績を収めることができました。

(預 金)

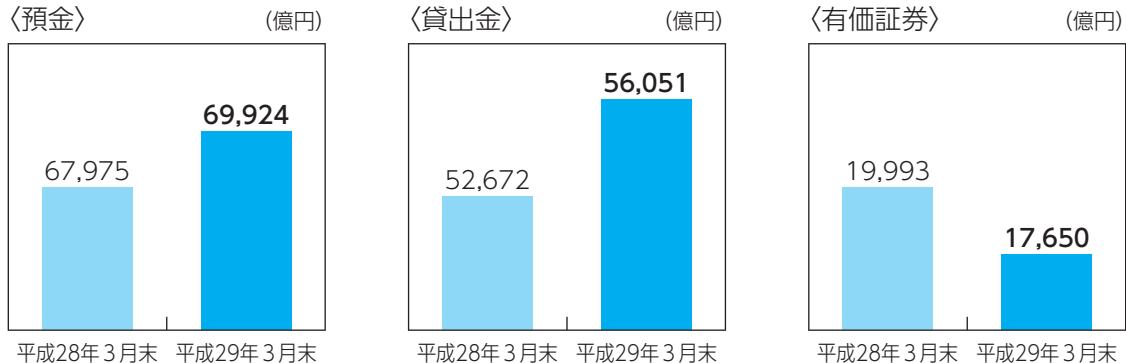
預金は、地域に密着した地道な営業活動に努めた結果、個人預金・法人預金がともに大きく増加し、期中1,949億円増加して、期末残高は6兆9,924億円となりました。

(貸 出 金)

貸出金は、地元のお取引先の資金ニーズに積極的にお応えした結果、期中3,379億円増加して、期末残高は5兆6,051億円となりました。

(有価証券)

有価証券は、市場動向に配慮した運用に努めました結果、国債が減少したことを主因に、期中2,343億円減少して、期末残高は1兆7,650億円となりました。



(外国為替取扱高)

外国為替取扱高は、資本取引が増加したことを主因に、前期比28億9百万ドル増加して、184億11百万ドルとなりました。

(損益状況)

損益につきましては、資金の効率的な運用・調達、役務取引の推進、経営全般に亘る合理化に鋭意努め、収益力の強化を図ることはもとより、お取引先への経営改善支援を強化するなど、与信管理の徹底等を図りました結果、経常利益は、前期比19億5百万円減少して432億31百万円、当期純利益は、前期比13百万円減少して299億89百万円となりました。なお、連結ベースの経常利益は、前年度比21億24百万円減少して450億86百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は、前年度比1億48百万円減少して312億7百万円となりました。

〔当行の対処すべき課題〕

平成28年度の当行の業績は、日本銀行のマイナス金利政策導入による市場金利の更なる低下を受け、貸出金利息収入が減少したものの、有価証券関係損益の大幅な増加等により、当期純利益は前年並みの299億円となりました。

一方で、地域金融機関を取り巻く経営環境は、人口や事業所数の減少に加え、低金利環境の長期化など、これまで経験したことの無いほどの厳しい状況を迎えております。

このような状況下においても、これまで以上にお客さま本位の業務運営を実践するなかで、お客さまの成長と発展に貢献することが、地域金融機関の責務であると考えておりません。

しかしながら、その責務を果たし、お客さまと共に成長していくには、従来の延長線上の取組みだけでは困難であると考え、平成29年度までを計画期間としておりました前中期計画を1年前倒しで終了させ、本年4月に「中期計画2017」をスタートさせました。

本中期計画では、

「お客さまニーズを起点とした付加価値営業の実践に基づく収益構造の改革」

「働き方改革の推進とチャレンジ精神に溢れる組織風土の醸成」

「地方創生への積極的なコミット」

を三本柱として掲げ、当行グループの総力を結集し、地域のお客さまと共に成長を続ける『総合金融サービスグループ』を目指してまいります。特に、グループ証券会社との連携強化を通じた、お客さまの資産形成に資するアセットマネジメント業務を推進してまいります。

また、女性の活躍に向けた取組みの強化や専門人材の採用によるダイバーシティの推進に加え、他業態との連携強化などを通じて、当行のみでは提供できないサービスをワンストップで提供してまいります。

加えて、サイバーセキュリティ管理の強化や振り込め詐欺未然防止への取組みなど、お客さま保護に努めていくと共に、社会貢献や環境保全といった、CSRに関するあらゆる面で積極的に行動し、地域での存在価値を更に高めてまいります。

これらの取組みを通じて、全てのステークホルダーから信頼される、頼りがいのある<ひろぎんグループ>を構築してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも一層のご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
預 金	61,881	65,251	67,975	69,924
定期性預金	23,354	24,847	25,489	24,824
その他	38,526	40,403	42,486	45,100
社 債	500	200	200	200
貸 出 金	48,046	51,021	52,672	56,051
個人向け	9,796	9,942	10,197	10,635
中小企業向け	22,628	24,303	25,323	26,594
その他	15,620	16,776	17,151	18,821
特定取引資産 (トレーディング資産)	125	185	122	91
特定取引負債 (トレーディング負債)	103	162	102	71
有 価 証 券	19,891	21,394	19,993	17,650
国 債	11,283	11,346	10,528	7,864
その他	8,608	10,047	9,465	9,785
総 資 産	72,009	78,798	81,852	88,575
内 国 為 替 取 扱 高	576,933	561,843	577,305	561,478
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 17,526	百万ドル 17,068	百万ドル 15,602	百万ドル 18,411
経 常 利 益	百万円 38,138	百万円 39,733	百万円 45,136	百万円 43,231
当 期 純 利 益	百万円 22,450	百万円 23,887	百万円 30,002	百万円 29,989
1株当たりの当期純利益	円 銭 36 18	円 銭 38 43	円 銭 48 19	円 銭 48 06
信 託 財 産	311	312	385	516
信 託 報 酬	百万円 109	百万円 136	百万円 150	百万円 183

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たりの当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式数を控除した株式数）で除して算出しております。

(参考) 連結業績の推移

(単位：億円)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
経常収益	1,437	1,288	1,343	1,382
経常利益	393	403	472	450
親会社株主に帰属する当期純利益	228	265	313	312
純資産額	3,585	4,361	4,479	4,471
総資産	72,055	79,170	82,009	88,732

(注) 記載金額は、億円未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	3,381人	3,380人
平均年齢	40年6月	40年6月
平均勤続年数	16年11月	17年1月
平均給与月額	400千円	417千円

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含まれておりません。
3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数の推移

	当 年 度 末		前 年 度 末	
広 島 県	136 店	うち出張所 (16)	136 店	うち出張所 (16)
岡 山 県	10	(ー)	10	(ー)
山 口 県	7	(ー)	7	(ー)
島 根 県	1	(ー)	1	(ー)
愛 媛 県	6	(ー)	6	(ー)
福 岡 県	2	(ー)	2	(ー)
兵 庫 県	2	(ー)	2	(ー)
大 阪 府	1	(ー)	1	(ー)
愛 知 県	1	(ー)	1	(ー)
東 京 都	1	(ー)	1	(ー)
国 内 計	167	(16)	167	(16)
海 外	—	(ー)	—	(ー)
合 計	167	(16)	167	(16)

(注) 上記のほか当年度末において、駐在員事務所、店舗外現金自動設備を次のとおり設置しております。

	当 年 度 末	前 年 度 末
駐 在 員 事 務 所	3カ所	3カ所
店 舗 外 現 金 自 動 設 備	47,565カ所	45,835カ所

なお、上記の店舗外現金自動設備には、株式会社セブン銀行、株式会社イーネット、株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークス等との提携（以下、コンビニATMという。）による共同の店舗外現金自動設備を47,244カ所（前年度末45,512カ所）含んでおります。

□ 当年度新設営業所

当年度の新設営業所につきましては、該当ありません。

(注) 上記のほか、当年度において次のとおり店舗外現金自動設備を4カ所新設いたしました。
(コンビニATMを除く)

宮島口支店宮島口もみじ本陣共同出張所 (広島県廿日市市宮島口)

温品支店藤三温品店出張所 (広島県広島市東区上温品)

因島支店パルディ因島店出張所 (広島県尾道市因島中庄町)

本店営業部シャレオ西通り出張所 (広島県広島市中区大手町)

また、当年度において今治支店ハリソン東芝ライティング共同出張所、呉支店シティパーク呉店出張所、西条支店西条プラザ出張所、向島支店天満屋ハピータウン向島店出張所、岩国支店ザビッグ岩国店出張所、白島支店比治山大学出張所を廃止いたしました。

(コンビニATMを除く)

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設 備 投 資 の 総 額	6,712
---------------	-------

□ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
店 舗	890
事 務 所 ほ か	5,822

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

重要な親会社については、該当ありません。

ロ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
ひろぎん ビジネスサポート 株式会社	広島市中区紙屋町 一丁目3番8号	連結決算業務、 印刷・製本業務等	平成2年 11月30日	百万円 40	% 100.00	
ひろぎん モーゲージサービス 株式会社	広島市中区舟入中町 9番12号	担保不動産の調査・ 評価業務	平成元年 8月24日	百万円 20	% 100.00	
しまなみ債権回収 株式会社	広島市中区銀山町 3番1号	債権管理回収業務	平成13年 6月1日	百万円 500	% 100.00	
ひろぎん ウェルスマネジメント 株式会社	広島市中区紙屋町 一丁目3番8号	保険代理業務	平成17年 10月1日	百万円 10	% 100.00	
ひろぎん保証 株式会社	広島市中区十日市町 一丁目3番34号	住宅ローン等の 信用保証業務	昭和53年 6月12日	百万円 30	% 100.00	
ひろぎん カードサービス 株式会社	広島市中区銀山町 3番1号	クレジットカード発 行業務、消費者ロー ン等の信用保証業務	昭和62年 4月20日	百万円 80	% 100.00	
ひろぎん ウツミ屋証券 株式会社	広島市中区立町 2番30号	金融商品取引業務	平成19年 7月25日	百万円 6,100	% 50.00	
ひろぎんリース 株式会社	広島市中区本通 7番19号	リース業務	昭和55年 10月17日	百万円 2,070	% 20.00	
ひろぎん オートリース 株式会社	広島市中区本通 7番19号	自動車等のリース 業務	平成4年 4月1日	百万円 10	% —	

- (注) 1. 資本金は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当行が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
3. ひろぎんオートリース株式会社は、当行の関連法人等が議決権の100.00%を直接保有しております。
4. 当行の連結される子会社は6社、持分法適用の関連法人等は3社であります。

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
2. 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. もみじ銀行、広島信用金庫、呉信用金庫、しまなみ信用金庫、広島みどり信用金庫、信用組合広島商銀、広島市信用組合、広島県信用組合、備後信用組合、両備信用組合、中国労働金庫、広島県信用農業協同組合連合会及び会員農業協同組合とそれぞれ提携し、システムの共同利用により、口座引き落としによる代金回収サービス（HIT-LINE代金回収サービス）を行っております。
5. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・預入れのサービス等を行っております。
6. 株式会社セブン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し・預入れのサービス等を行っております。
7. 株式会社イーネットとの提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し・預入れのサービス等を行っております。
8. 株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスとの提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し・預入れのサービス等を行っております。
9. 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス等を行っております。
10. 株式会社りそな銀行、株式会社ファミリーマート、富士通株式会社及び富士通フロンテック株式会社との提携（バンクタイム）により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し・預入れのサービス等を行っております。

2 会社役員（取締役、会計参与、監査役及び執行役）に関する事項

(1) 会社役員の場合

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
角 廣 勲	取締役会長（代表取締役）		
池 田 晃 治	取締役頭取（代表取締役） 秘書室・東京事務所 担当		
廣 田 亨	取締役専務執行役員 営業統括部・融資企画部 公務営業部 担当		
三 吉 吉 三	取締役専務執行役員 融資部 担当		
小 嶋 泰 紀	取締役常務執行役員 総合企画部・事務統括部・IT統括部 担当		
吉 野 勇 治	取締役常務執行役員 個人営業部・資金証券部 担当		
部 谷 俊 雄	取締役常務執行役員 コンプライアンス統括部・人事総務部 リスク統括部 担当		
住 川 雅 洋	取締役（社外）		
前 田 香 織	取締役（社外）		
三 浦 惺	取締役（社外）	日本電信電話株式会社 取締役 役会長	
水野上 広 司	常任監査役（常勤）		
水 谷 泰 之	常任監査役（常勤）		
武 井 康 年	監査役（社外）	弁護士法人広島総合法律会計 事務所 所長弁護士 広島ガス株式会社 社外監査役	
高 橋 義 則	監査役（社外）		公認会計士
吉 田 正 子	監査役（社外）		

- (注) 1. 取締役の住川雅洋、前田香織及び三浦惺は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査役の武井康年、高橋義則及び吉田正子は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 監査役の高橋義則は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 取締役の住川雅洋、前田香織及び三浦惺、監査役の武井康年及び高橋義則は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員であります。
 5. 取締役の前田香織の戸籍上の氏名は、相原香織であります。
 6. 平成29年4月1日付で次のとおり取締役の委嘱の変更を行いました。

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
廣田 亨	取締役専務執行役員 営業統括部・法人企画部 公務営業部 担当		
吉野 勇治	取締役常務執行役員 アセットマネジメント部長 アセットマネジメント部・個人ローン部 資金証券部 担当		
部谷 俊雄	取締役常務執行役員 コンプライアンス統括部・人事総務部 担当		

7. 当事業年度中に退任した役員は、以下のとおりであります。

退任時の会社における地位	氏名	退任日
取締役専務執行役員	山下 秀雄	平成28年6月28日 (任期満了)
取締役常務執行役員	中島 正夫	平成28年6月28日 (任期満了)

(参考) 当行は執行役員制度を導入しております。取締役を兼務しない各執行役員の氏名、地位及び担当は次のとおりであります。

(年度末現在)

氏名	地位	担当
野口 悟	常務執行役員	地区担当役員
荒木 裕三	常務執行役員	地区担当役員
小川 実	常務執行役員	地区担当役員東部統括本部長
妻崎 博之	常務執行役員	本店営業部本店長
神田 和幸	執行役員	岡山支店長
岩本 宏	執行役員	呉支店長兼呉市役所出張所長
本川 浩司	執行役員	福山営業本部本部長
小尻 泰史	執行役員	東京支店長
小尻 郁男	執行役員	今治支店長
旗手 雅崇	執行役員	監査部長
中間 克彦	執行役員	尾道支店長
前田 昭	執行役員	法人営業部・国際営業部 担当
小池 政弘	執行役員	徳山支店長

(注) 1. 平成29年4月1日付で次のとおり執行役員の地位及び担当の変更を行いました。

氏名	地位	担当
野口 悟	専務執行役員	地区担当役員
荒木 裕三	常務執行役員	リスク統括部 担当
本川 浩司	常務執行役員	地区担当役員
小尻 泰史	常務執行役員	東京支店長

2. 平成29年4月1日付で次のとおり執行役員に就任いたしました。

氏名	地位	担当
國村 充弘	執行役員	岡山支店長
尾木 朗	執行役員	総合企画部長
岡野 帝男	執行役員	福山営業本部本部長

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区分	支給人数	報酬等
取締役	12人	448
監査役	5人	82
計	17人	531

- (注) 1. 上記には、平成28年6月28日開催の第105期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名に対する報酬等の額を含んでおります。
2. 取締役（社外取締役を除く）に対する報酬等は、確定金額報酬、業績連動型報酬及び株式報酬型ストック・オプションとしております。社外取締役に対する報酬等は、確定金額報酬としております。
- a. 取締役に対する確定金額報酬の報酬限度額は月額30百万円としております。
（平成2年6月28日第79期定時株主総会決議）

- b. 取締役（社外取締役を除く）に対する業績連動型報酬の報酬額は親会社株主に帰属する当期純利益を基準としており、報酬枠は次のとおりとしております。
（平成27年6月25日第104期定時株主総会決議）

親会社株主に帰属する当期純利益	報酬枠
330億円超	120百万円
300億円超 ～ 330億円以下	110百万円
270億円超 ～ 300億円以下	100百万円
240億円超 ～ 270億円以下	90百万円
210億円超 ～ 240億円以下	80百万円
180億円超 ～ 210億円以下	70百万円
150億円超 ～ 180億円以下	60百万円
120億円超 ～ 150億円以下	50百万円
90億円超 ～ 120億円以下	40百万円
60億円超 ～ 90億円以下	30百万円
30億円超 ～ 60億円以下	20百万円
30億円以下	—

- c. 取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬型ストック・オプションの報酬限度額は年額1億5000万円としております。
（平成22年6月29日第99期定時株主総会決議）
3. 監査役に対する報酬は、全て確定金額報酬としており報酬限度額は月額700万円としております。
（平成22年6月29日第99期定時株主総会決議）
4. 上記の取締役の報酬等には、当事業年度に係る業績連動型報酬1100万円、当事業年度に係る株式報酬型ストック・オプションの報酬額890万円を含んでおります。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
住川 雅洋（取締役）	
前田 香織（取締役）	
三浦 惺（取締役）	日本電信電話株式会社 取締役会長
武井 康年（監査役）	弁護士法人広島総合法律会計事務所 所長弁護士 広島ガス株式会社 社外監査役
高橋 義則（監査役）	
吉田 正子（監査役）	

(注) 当行と上記の法人等との間には、記載すべき重要な関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言 その他の活動状況
住川 雅洋（取締役）	3年9ヵ月	取締役会14回開催のうち14回出席	過去に日本銀行の支店長及び地域金融機関の経営者を務めた見地から、独立した立場で取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
前田 香織（取締役）	1年9ヵ月	取締役会14回開催のうち13回出席	学識者としての専門的見地から、独立した立場で取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
三浦 惺（取締役）	9ヵ月	取締役会12回開催のうち12回出席	会社経営者としての見地から、独立した立場で取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
武井 康年（監査役）	5年9ヵ月	取締役会14回開催のうち14回出席 監査役会13回開催のうち13回出席	弁護士としての専門的見地から、独立した立場で取締役会・監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
高橋 義則（監査役）	1年9ヵ月	取締役会14回開催のうち14回出席 監査役会13回開催のうち13回出席	会計士としての専門的見地から、独立した立場で取締役会・監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
吉田 正子（監査役）	1年9ヵ月	取締役会14回開催のうち14回出席 監査役会13回開催のうち13回出席	過去に会社経営者を務めた見地から、取締役会・監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

(注) 三浦 惺については、平成28年6月28日就任後の状況を記載しております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	6人	43 (-)	—

(注) ()内は、社外役員に対する報酬以外の金額を内書きしております。

4 当行の株式に関する事項

(1) 株式数	発行可能株式総数	2,000,000千株
	発行済株式の総数	624,240千株
		(自己株式1,025千株を除く。)

(注) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数 17,116名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	27,000 千株	4.32 %
明治安田生命保険相互会社	19,009	3.04
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	16,687	2.67
シーピー化成株式会社	14,927	2.39
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	14,908	2.38
株式会社三菱東京UFJ銀行	13,088	2.09
日本生命保険相互会社	12,085	1.93
住友生命保険相互会社	12,076	1.93
中国電力株式会社	12,008	1.92
株式会社みずほ銀行	11,500	1.84

- (注) 1. 持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
 3. 持株比率は、自己株式(1,025千株)を控除して計算しております。

(4) その他株式に関する重要な事項

該当ありません。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 尾崎 更三 指定有限責任社員 河合聡一郎 指定有限責任社員 森本 洋平	78	当行は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である個人ローン業務に係る業務分析作業支援を委託し、対価を支払っていません。
当行及び当行子会社が会計監査人に支払うべき 金銭その他の財産上の利益の合計額		80 百万円

- (注) 1. 当行が支払うべき会計監査人としての報酬等の額は、当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の当年度の監査体制、監査時間と前年度の実績等を比較するなど、監査報酬額の妥当性等を検討した結果、会計監査人の報酬等について同意いたしました。

(2) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当し、解任が適切と判断される場合、監査役全員の同意により解任いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の適格性、独立性等の観点から監査を遂行するに不十分と判断した場合、その他必要と判断される場合は、会計監査人の解任又は不再任の株主総会議案の提出を検討し、議案の内容を決定します。

6 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当行は、経営ビジョンとその経営ビジョンを具体的に展開する上での基本的な考え方を示した行動規範の、二つで構成する経営理念のもと、お客さまや地域社会、株主、市場、従事者など全てのステークホルダーからの真の信頼を勝ち取るため、健全で透明性の高い経営を目指しています。

<経営ビジョン>

地域社会との強い信頼関係で結ばれた、頼りがいのある<ひろぎんグループ>を構築する。

<行動規範>

ひろぎんグループは、5つの行動規範に基づく健全経営に徹します

1. 地域社会と共に歩み、その発展に積極的に貢献します
2. お客さまのご満足とご安心の向上に取組みます
3. 企業価値の持続的な向上に努めます
4. 明るく働きがいのある企業をつくります
5. 高いレベルのコンプライアンスを実践します

そのため、取締役会において、業務の適正を確保するための体制を整備するとともに、都度必要な見直しを行っています。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当行では、「倫理規程」・「服務規程」・「コンプライアンス規程」を制定し、従事者の行動基準等を明記するなか、コンプライアンスの徹底を経営の最重要課題の一つとして位置付け、あらゆる法令やルールを厳格に遵守した誠実な企業活動に努めています。併せて、お客さまの保護及び利便の向上に係る態勢の整備・確立に関する大綱として「顧客保護等管理規程」を制定し、全従事者が銀行の社会的責任と公共的使命を十分認識するなかで、お客さまへの説明、相談・苦情等への対応や情報管理など、お客さまの視点に立った誠実かつ公正な業務の遂行に努めています。その上で、法令等遵守及び顧客保護等管理を徹底する具体的な実施計画として、半期ごとに「コンプライアンス・プログラム」を決議しています。また、法令等遵守に係る諸問題について、部店内で解決が図れない事情又は報告・相談ができない事情がある場合、従事者が、コンプライアンス統括部又は社外弁護士に、直接、報告・相談できる「ホットライン制度」を整備しています。

加えて、「倫理規程」において、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力等とは、他社（信販会社等）との提携による金融サービスの提供などの取引を含め一切の関係を遮断する。万一、不当要求等があった場合には、警察当局等と連携のうえあらゆる法的手段を講じ断固として対決する。」ことを基本方針として定め、反社会的勢力等との関係遮断に係る態勢を構築しています。

さらに、「倫理規程」において、「ディスクロージャーの充実による経営情報の公正な開示を通じて、経営の透明性を高めるとともに、広く利用者意見を反映した経営を行う。」ことを定めているほか、「経理規程」及び「財務報告に係る内部統制に関する規程」を制定し、連結ベースで適時・適正な財務報告を行う態勢を整備しています。

その他、金融円滑化や「経営者保証に関するガイドライン」への対応についても、「与信基本原則規程」や「金融円滑化管理に関する基本方針」を制定し、お客さまへの円滑な資金の提供のほか、経営相談や経営改善に関する支援など適切な対応に係る態勢を整備しています。

(運用状況の概要)

取締役会は、「コンプライアンス・プログラムの実施状況」等の各種報告を受け、業務が経営の基本方針・諸規程等に基づいて適切に運営されていることを確認するとともに、改善が必要な事項がある場合には、都度、改善・是正をしています。また、法令等遵守の徹底と企業倫理の確立を図るため、コンプライアンス委員会を設置し、法令等遵守に係る事項を審議・検討するなど、法令等遵守違反の未然防止を図っています。

また、「倫理規程」等の諸規程、コンプライアンス委員会等の組織体制及び「ホットライン制度」等の諸制度について平易に解説した「コンプライアンス・マニュアル」を全従事者に配付し、研修で活用するなど、周知徹底を図っています。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当行では、「取締役会規程」において、取締役会議事録を10年間保存することを定めています。

また、行内諸規程において、経営会議・審査会等の議事録等の重要な情報の保存についても定め、適切な情報保存・管理態勢を構築しています。

(運用状況の概要)

取締役会議事録を取締役の職務の執行に係る重要な情報として、適切に保存及び管理しています。

その他の重要な情報についても、各部店において適切に保存及び管理しています。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当行では、銀行業務を取り巻く種々のリスクに適切に対応するため「統合的リスク管理規程」を制定し、各リスクを統合的に把握・分析し、当行の経営に重大な影響を与える損失の発生及び拡大の防止を図っています。その上で、半期ごとに「統合的リスク管理方針書」を決議し、経営体力や収益性等とのバランスのとれた適切なリスク管理を行っています。

また、リスクに見合った適切な自己資本を確保し、経営の健全性維持に資することを目的として、「自己資本管理規程」を制定し、パーゼルⅢにおける自己資本比率規制への対応も含め、適切な自己資本管理を行っています。

加えて、「危機管理規程」において、地震等の大規模災害など、業務が継続できなくなるリスクに適切に対応するため、「業務継続計画（BCP）」として優先して継続する重要業務等を定めています。

(運用状況の概要)

取締役会は、「統合的リスク管理の状況」等の各種報告を受け、適切なリスク管理がなされていること、リスクに対して十分な自己資本を確保していることを確認しています。また、随時、統合的リスク管理委員会を開催し、各リスクをモニタリングするなか、対応策を審議・検討しています。

また、定期的に危機発生時を想定した模擬訓練を行うなど、適切な危機管理態勢を構築しています。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当行では、経営会議及び審査会を設置し、取締役会が決定した基本方針に基づく経営全般の重要事項の決定を経営会議に、重要な貸出案件の審議を審査会に委任しています。

また、取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、業務の分掌及び職制並びに職務の権限に関する規程を整備しています。

(運用状況の概要)

経営会議・審査会において、経営全般の重要事項・重要な貸出案件を決議・審議するとともに、諸規程に基づき報告を受ける等、効率的な業務運営を実施しています。

また、各部門が、相互に連携しつつ、牽制機能が有効に発揮される形態で業務を分担執行しています。

併せて、「部門担当役員制度」及び「地区担当役員制度」を整備し、取締役会で選任された部門担当役員が本部の担当部門の企画・管理業務等に、また、地区担当役員が担当地区の支店の営業推進等に専念・特化する体制とし、それぞれの役割と責任を明確にすることで業務運営の健全性・適切性の向上及び収益力の強化を図っています。

(5) 当行及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当行では、健全かつ円滑なグループ経営を図るため、「グループ会社運営・管理規程」を制定し、グループ会社の運営・管理に関する方針及び統括管理部署等の組織体制を明確にしています。

- ① 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制
「グループ会社協議・報告基準」に基づいて、グループ会社から定例または随時の協議・報告を受け、適時適切に対応しています。
- ② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
グループ会社のリスク管理・危機管理に関する指導・管理は、当行の「統合的リスク管理規程」、「危機管理規程」に基づいて実施することを定めています。
- ③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
グループ会社の業務運営に関する指導・管理は、グループ会社全体の統括管理部署と業務所管部署が連携して行うことを定めています。

- ④ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
グループ会社の法令等遵守に関する指導・管理は、当行の「コンプライアンス規程」に基づいて実施することを定めています。

(運用状況の概要)

取締役会は、グループ会社の経営全般の重要事項に係る協議・報告のため、グループ会社トップ協議会を設置しているほか、半期ごとにグループ会社の業務運営状況に係る報告を受け、グループ各社の業績・現況等を確認しています。

また、グループ会社の業務を所管する部署が当該グループ会社の適切かつ効率的な業務運営に係る指導・管理を行うとともに、所管する部署の部門担当役員・部長等を当該グループ会社の取締役・監査役として派遣し、業務の運営・執行状況を監視・監督しています。

加えて、当行の内部監査部門がグループ会社の内部監査を実施し、その結果を当行取締役会に報告するなど、適切なグループ会社の運営・管理態勢を構築しています。

- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当行では、平成18年4月に監査役の職務を補助する組織として監査役会事務局を新設し、監査役会の指揮下に置いています。

(運用状況の概要)

「職制規程」に基づき、監査役会事務局長は、監査役の指揮に従いその職務を補助しています。また、監査役会事務局長の異動・評価・賞罰等の人事について、人事総務部は監査役に協議することとしています。

- (7) 監査役への報告に関する体制

① 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
当行では、「服務規程」、「コンプライアンス規程」において、監査役への報告ルールを整備し、法令等に違反する行為等が発生した場合には、コンプライアンス統括部長から監査役に直ちに報告することを定めています。

② 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制

「グループ会社運営・管理規程」において、法令等違反行為発生時における監査役への報告ルールのほか、「ホットライン制度」をグループベースで整備しています。具体的には、法令等遵守に係る諸問題について、グループ会社内で解決が図れない事情又は報告・相談ができない事情がある場合、グループ会社従事者が、当行のコンプライアンス統括部又は社外弁護士に、直接、報告・相談できる制度を整備するとともに、当該報告が法令等違反行為発生に該当する場合、コンプライアンス統括部長から監査役に直ちに報告することを定めています。

(運用状況の概要)

行内諸規程において、監査役への報告ルールを整備しているほか、各部店は、監査役からの依頼・要請に基づいて、随時、業務の執行状況に係る必要な報告・説明を実施しています。

- (8) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当行では、「服務規程」、「コンプライアンス規程」、「グループ会社運営・管理規程」において、通報（相談）者保護を定めています。

(運用状況の概要)

通報（相談）者の匿名性を保護し、その者が不利な取扱いを受けないために必要な措置を講じることを定めるとともに、全従事者に対し周知徹底しています。

(9) 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当行では、「本部決裁権限規程」において、監査役の職務執行に係る予算措置・経費の取扱いを定めています。

(運用状況の概要)

毎年度、監査役と協議のうえ相応の予算・経費を設けるほか、監査役がその職務の執行について、当行に対し費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務の処理を当行経費にて行うなど、会社法の趣旨を踏まえ適切に対応しています。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当行では、「取締役会規程」等の諸規程にて、取締役会は監査役の出席を求めて開催すること、経営会議・審査会に監査役は出席できることを定めています。

(運用状況の概要)

監査役は、取締役会、経営会議、審査会などの重要な会議のほか、統合的リスク管理委員会などの主要な委員会に出席しています。また、代表取締役と定期的に会合を開き、監査上の重要課題等について意見を交換するほか、会計監査人とも定期的に会合を開くなど積極的に意見を交換しています。

監査役は、その他の取締役及び使用人とも定期的に会合を開くなど、監査態勢の整備を行っています。

加えて、監査役は、内部監査部門と定期的に意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて随時、内部監査部門の営業店監査に立会うほか監査結果の報告を求めるなど、緊密な連携を図り、効率的な監査の実施と監査の実効性の向上に努めています。

加えて、当行では、業務の適正を確保するための体制の整備のほか、当行の持続的成長と中長期的な企業価値向上に向けて、コーポレート・ガバナンスの強化にも継続的に取り組んでおります。

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当行は、株式会社東京証券取引所による「コーポレートガバナンス・コード」の趣旨・精神を尊重し、次の5つの基本方針を掲げて取り組んでいます。

① 株主の皆さまの権利を尊重し、平等性を確保するとともに、権利行使に係る適切な環境を整備します。

② 企業の社会的責任（CSR）への取り組みを強化するとともに、地域社会、お客さま、従業員等の全てのステークホルダーとの適切な協働に努め、その権利や立場を尊重する企業文化・風土を醸成します。

③ ディスクロージャーの充実による適時適切な情報開示を通じて、経営の透明性を確保します。

④ 取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、業務執行の実効性の高い監督と迅速な意思決定を行います。

⑤ 株主の皆さまとの建設的な対話を行い、適切な対応に努めます。

(2) 取締役会の構成、機能等

取締役会は、中期計画策定などの経営の重要な意思決定を行うほか、実効性の高い経営監督機能を発揮するため、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性を重視し、当行の業務に精通した社内取締役と、専門分野での豊富な経験、幅広い知見を有する社外取締役で構成しています。なお、会社法で定められた社外取締役の要件及び株式会社東京証券取引所が定める社外

役員の実効性基準に基づいて、独立役員である社外取締役を選任しています。

そのなか、取締役会は、年度毎に、業務の適正を確保するための体制の整備・運用状況について報告を受け、適切に整備・運用されていることを確認するとともに、「取締役会自己評価アンケート」を実施し、その結果をもとに取締役会の実効性について分析・評価を行っています。

また、取締役・監査役がその役割・責務を実効的に果たすために必要な知識・情報を習得するなど自己研鑽に努めることを推奨・支援しており、外部機関・団体による各種研修・セミナー等を斡旋・提供するほか、当行内においても各分野の専門家等を招聘し、講演会・研修会等を実施しています。

(3) 社外役員の有効な活用

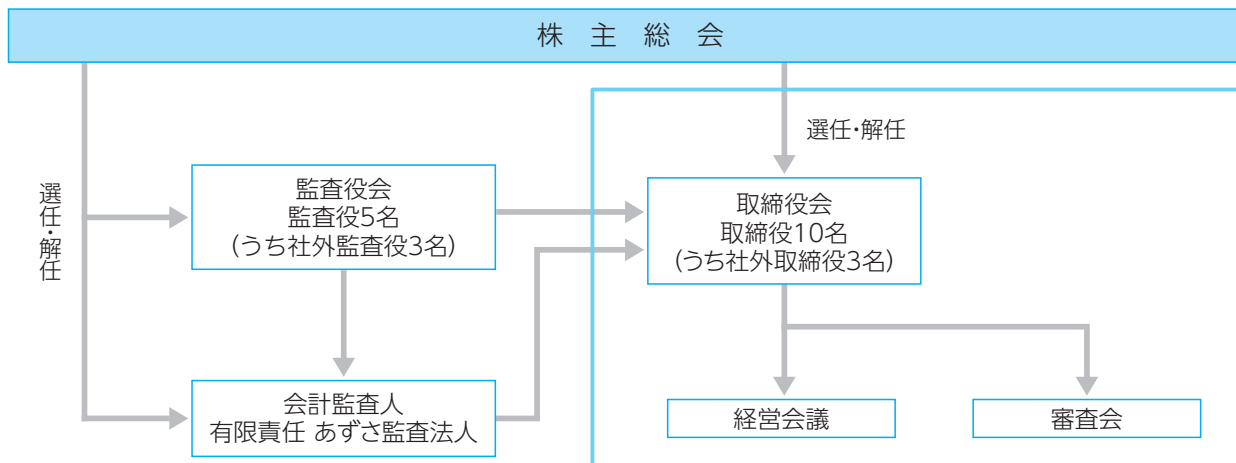
独立性の高い社外取締役及び社外監査役が、それぞれ中立の立場から公正かつ客観的な経営監督機能及び監査機能を発揮し、取締役の職務の執行状況や内部統制の運用状況などについて適切な提言・助言を行っており、経営監視の面で十分な体制が整備されています。

そのなか、取締役の報酬・指名については、決定プロセスにおける透明性・客観性を確保するため、社外取締役をメンバーに含む報酬・指名諮問委員会を設置しており、同諮問委員会における審議を踏まえ、これを決定しています。

なお、社外役員に対して、当行外の場でも取締役会議案・報告資料を事前に閲覧・確認できるシステムを導入しており、その閲覧用の端末を配付しています。加えて、取締役会に係る事務を所管する秘書室及び各所管部が、社外役員に対して資料の事前説明等を行うほか、行内規定・通達等の行内情報を閲覧できる環境を整備するなどのサポート体制を構築しています。

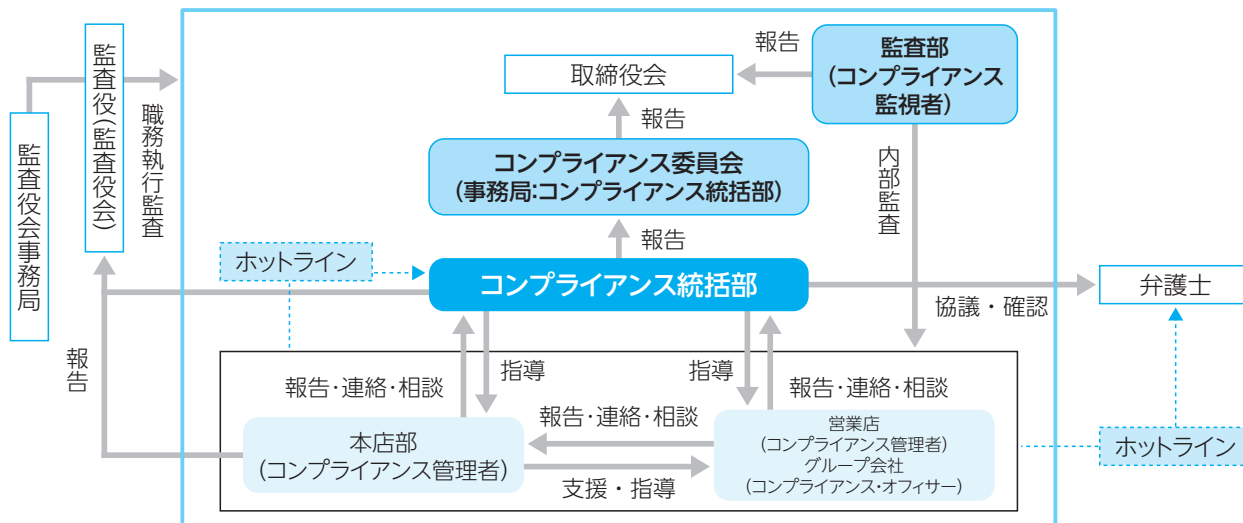
加えて、社外取締役と監査役との連絡会（社外役員連絡会）を開催し連携強化に努めるなど、情報共有と共通認識の確保を図っています。

* 参考資料「模式図」 (業務執行・経営の監視の仕組み)

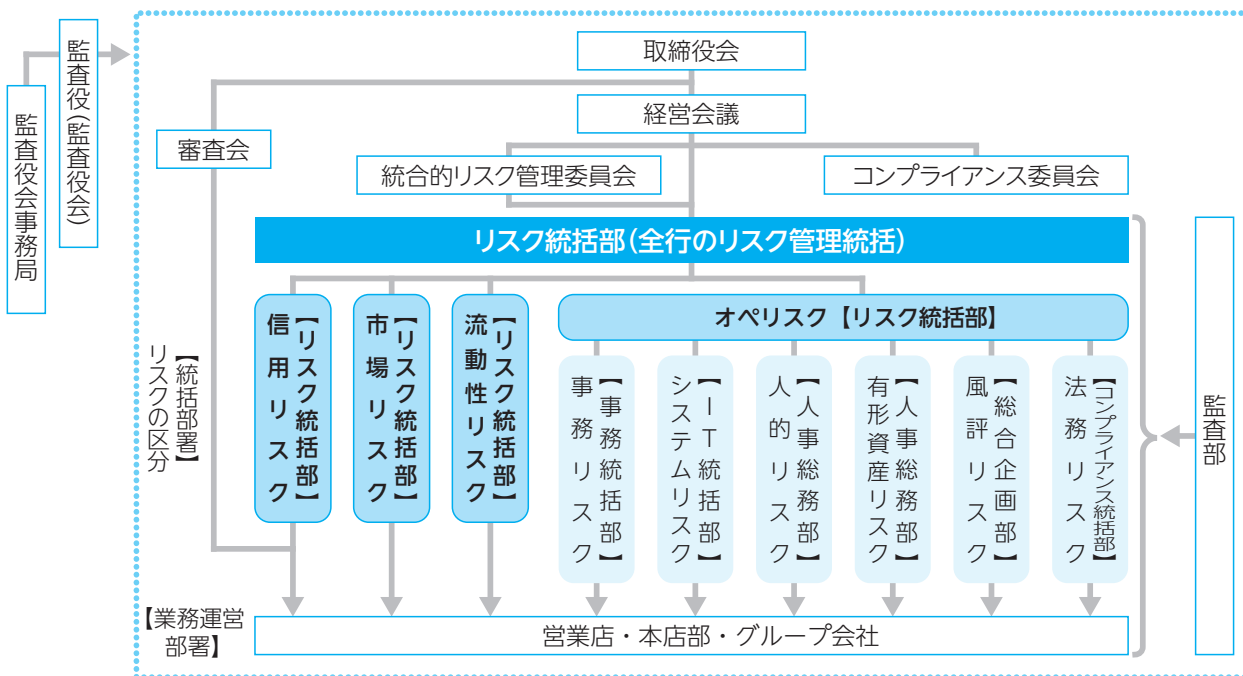


※上記のほか、取締役を兼務しない執行役員15名（平成29年4月1日現在）を取締役会で選任し、業務を執行させております。

(法令等遵守体制)



(リスク管理体制)



第106期末 (平成29年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け	1,252,600	預当座預金	6,992,488
現金	80,603	座金	392,723
預け	1,171,997	通蓄金	3,584,389
一口	17,396	期預金	65,788
一入金	5,536	積預金	37,707
特定取引	9,145	の他積	2,482,449
商品有価証券	919	の預	36
特定金融生商	8,226	渡性預	429,393
金の信託	156	譲一ルマ	316,053
有価証券	1,765,068	口先勘	3,365
地方債	786,478	売券借取	137,187
社債	139,456	債借取引	401,641
株券	214,385	特定取引	7,183
その他証券	130,987	借入金	7,183
貸出	493,760	外借	453,379
引手形	5,605,192	外売	453,379
手書	25,138	社未	163
座為替	129,497	信託	127
外為替	4,807,198	の決済	36
国他店預	643,357	未未前給融	20,000
外買立	7,890	融金	22
取立	5,679	り資産	357
その他	533	そ	6,733
未決取	1,677	前未融派	6,534
前未融派	7	金の商品等	1,780
融派	407	の他	1
金融商品	6,539	その他	7,734
等	9,235	未決取	5,597
の他の	5,427	前未融派	727
有形固定資産	32,675	金の商品	313
建物	91,974	の他	5,101
土地	14,128	そ	1,461
建物	61,437	前未融派	86
リース	695	金の商品	1,095
設備	296	の他の	2,891
その他の有形固定資産	15,415	有形固定資産	13,613
無形固定資産	10,235	建物	39,950
ソフトウェア	7,597	土地	8,425,466
その他の無形固定資産	2,637	建物	54,573
前払年金費用	38,814	土地	30,742
支払承諾返金	39,950	建物	30,634
貸倒引当金	△ 35,775	土地	108
投資損失引当金	△ 4,901	建物	280,157
		土地	40,153
		建物	240,004
		土地	209,604
		建物	30,400
		土地	△ 423
		建物	365,050
		土地	39,486
		建物	△ 512
		土地	27,763
		建物	66,738
		土地	322
		建物	432,110
資産の部合計	8,857,577	負債及び純資産の部合計	8,857,577

招集ご通知

事業報告

計算書類等

監査報告書

株主総会参考書類

連結計算書類の作成方針

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等 6社

ひろぎんビジネスサポート株式会社
ひろぎんモーゲージサービス株式会社
しまなみ債権回収株式会社
ひろぎんウェルスマネジメント株式会社
ひろぎん保証株式会社
ひろぎんカードサービス株式会社

② 非連結の子会社及び子法人等

エイチビー・アセット・ファンディング・コーポレーション

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当なし

② 持分法適用の関連法人等 3社

ひろぎんウツミ屋証券株式会社
ひろぎんリース株式会社
ひろぎんオートリース株式会社

③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

エイチビー・アセット・ファンディング・コーポレーション

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

④ 持分法非適用の関連法人等

該当なし

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

3月末日 6社

(4) のれんの償却に関する事項

該当なし

第106期末 (平成29年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	1,253,275	預 金	6,985,538
コールローン及び買入手形	17,396	譲 渡 性 預 金	310,574
買入金銭債権	7,091	コールマネー及び売渡手形	3,365
特定取引資産	9,145	売 現 先 勘 定	137,187
金 銭 の 信 託	156	債券貸借取引受入担保金	401,641
有 価 証 券	1,761,462	特 定 取 引 負 債	7,183
貸 出 金	5,605,677	借 用 金	453,379
外 国 為 替	7,890	外 国 為 替	163
そ の 他 資 産	57,766	社 債	20,000
有形固定資産	92,305	信 託 勘 定 借	22
建 物	14,165	そ の 他 負 債	42,914
土 地	61,437	退職給付に係る負債	38
リ ー ス 資 産	695	役員退職慰労引当金	27
建 設 仮 勘 定	296	睡眠預金払戻損失引当金	1,461
その他の有形固定資産	15,709	ポ イ ン ト 引 当 金	125
無形固定資産	10,249	本店建替損失引当金	1,095
ソ フ ト ウ エ ア	7,608	繰 延 税 金 負 債	5,790
その他の無形固定資産	2,641	再評価に係る繰延税金負債	13,613
退職給付に係る資産	46,078	支 払 承 諾	42,001
繰 延 税 金 資 産	699	負債の部合計	8,426,125
支 払 承 諾 見 返	42,001	(純資産の部)	
貸 倒 引 当 金	△ 37,933	資 本 金	54,573
		資 本 剰 余 金	30,743
		利 益 剰 余 金	290,180
		自 己 株 式	△ 437
		株 主 資 本 合 計	375,060
		その他有価証券評価差額金	39,492
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 512
		土 地 再 評 価 差 額 金	27,763
		退職給付に係る調整累計額	5,011
		その他の包括利益累計額合計	71,755
		新 株 予 約 権	322
		純資産の部合計	447,138
資産の部合計	8,873,264	負債及び純資産の部合計	8,873,264

第106期 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金	額
経常収益		138,263
資金運用収益	80,579	
貸出金利息	60,995	
有価証券利息配当金	18,253	
コールローン利息及び買入手形利息	195	
預け金利息	374	
その他の受入利息	760	
信託報酬	183	
役務取引等収益	28,907	
特定取引収益	295	
その他の業務収益	10,633	
その他の経常収益	17,664	
償却債権取立益	65	
その他の経常収益	17,598	
経常費用		93,177
資金調達費用	9,417	
預金利息	2,885	
譲渡性預金利息	170	
コールマネー利息及び売渡手形利息	80	
売現先利息	1,150	
債券貸借取引支払利息	1,469	
借入金利息	727	
社債利息	378	
その他の支払利息	2,555	
役務取引等費用	9,323	
その他の業務費用	11,809	
営業経費用	57,379	
その他経費用	5,247	
貸倒引当金繰入額	2,957	
その他の経費用	2,289	
経常特別利益		45,086
固定資産処分益	6	6
特別損失		1,242
固定資産処分損失	106	
減損損失	40	
本店建替損失引当金繰入額	1,095	
税金等調整前当期純利益		43,850
法人税、住民税及び事業税	13,704	
法人税等調整額	△1,061	
法人税等合計		12,642
当期純利益		31,207
親会社株主に帰属する当期純利益		31,207

招集ご通知

事業報告

計算書類等

監査報告書

株主総会参考書類

計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月8日

株式会社 広島銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	尾 崎 更 三 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	河 合 聡一郎 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森 本 洋 平 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社広島銀行の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第106期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月8日

株式会社 広島銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	尾 崎 更 三	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	河 合 聡一郎	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森 本 洋 平	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社広島銀行の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社広島銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第106期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月8日

株式会社 広島銀行	監査役会			
常任監査役(常勤)	水野上	広司	⑩	
常任監査役(常勤)	水谷	泰之	⑩	
社外監査役	武井	康年	⑩	
社外監査役	高橋	義則	⑩	
社外監査役	吉田	正子	⑩	

以上

株主総会参考書類

第1号議案 ▶ 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、株主還元とともに内部留保の充実にも意を用い、「安定配当金」に加えて、親会社株主に帰属する当期純利益に応じた「業績連動型の配当金」を実施しております。

これにより、第106期の期末配当および剰余金の処分は、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の割当てに関する事項、およびその種類と総額
当行普通株式1株につき、5円50銭の金銭による配当を実施いたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は3,433,324,340円となります。
- (2) 当該剰余金の配当がその効力を生じる日（支払開始日）
平成29年6月29日といたしたいと存じます。

2. 剰余金の処分に関する事項

- (1) 増加する剰余金の項目およびその額
別途積立金 24,000,000,000円
- (2) 減少する剰余金の項目およびその額
繰越利益剰余金 24,000,000,000円

第2号議案 株式会社併合の件

1. 株式会社併合を必要とする理由

全国証券取引所は、全ての国内上場会社の売買単位（単元株式数）を100株に統一する取組みを進めており、平成27年12月17日に「売買単位の100株への移行期限の決定について」を公表し、100株への移行期限を平成30年10月1日とすることが決定されました。株式会社東京証券取引所に上場している当行といたしましてはこの趣旨を尊重し、本議案が承認可決されることを条件として、当行株式の単元株式数を現行の1,000株から100株に変更することを、平成29年5月10日開催の取締役会で決議いたしました。併せて、当行株式の投資単位を全国証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5万円以上50万円未満）とすることを目的に、以下のとおり株式併合（2株を1株に併合）を実施するものです。

2. 株式会社併合の内容

(1) 併合する株式の種類及び割合

当行普通株式について、2株を1株の割合で併合いたしたいと存じます。

なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主さまに対して端数の割合に応じて分配いたします。

(2) 株式会社併合の効力発生日

平成29年10月1日

(3) 株式会社併合の効力発生日における発行可能株式総数

10億株

株式併合の割合に合わせて、現行の20億株から10億株に減少させるものであります。

(4) その他

その他手続き上の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

(ご参考)

会社法第182条第2項及び第195条第1項の定めに従い、定款一部変更の株主総会決議を経ずに、平成29年10月1日付で定款変更の効力が発生します。なお、変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 後
第6条（発行可能株式総数）当銀行の発行可能株式総数は <u>20</u> 億株とする。	第6条（発行可能株式総数）当銀行の発行可能株式総数は <u>10</u> 億株とする。
第8条（単元株式数）当銀行の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。	第8条（単元株式数）当銀行の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。

(注) 株式併合により、発行済株式総数が2分の1に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、1株当たりの純資産額は2倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、株主の皆さまがお持ちの当行株式の資産価値に変動はありません。

第3号議案

取締役10名選任の件

現在の取締役10名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当行における現在の地位
1	再任 すみ 角 ひろ 廣 いさお 勲	取締役会長（代表取締役）
2	再任 いけ 池 だ 田 こう 晃 じ 治	取締役頭取（代表取締役）
3	再任 ひろ 廣 た 田 とおる 亨	取締役専務執行役員
4	再任 み 三 よし 吉 きち 吉 そう 三	取締役専務執行役員
5	再任 よし 吉 の 野 ゆう 勇 じ 治	取締役常務執行役員
6	再任 へ 部 や 谷 とし 俊 お 雄	取締役常務執行役員
7	新任 あら 荒 き 木 ゆう 裕 そう 三	常務執行役員
8	再任 すみ 住 かわ 川 まさ 雅 ひろ 洋 社外取締役候補者	社外取締役
9	再任 まえ 前 だ 田 か 香 おり 織 社外取締役候補者	社外取締役
10	再任 み 三 うら 浦 さとし 惺 社外取締役候補者	社外取締役

候補者 番号	氏名 (生 年 月 日)	略歴、当行における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当行 の株式数
1	<p>再任</p> <p>すみ ひろ 角 廣 いさお 勲 (昭和19年1月1日生)</p>	<p>昭和42年 4月 当行入行 平成10年 6月 取締役総合企画部長兼関連事業室長 平成11年 6月 取締役総合企画部長 平成12年 6月 常務取締役 平成15年 6月 専務取締役 平成16年 6月 専務取締役 (代表取締役) 平成18年 6月 取締役頭取 (代表取締役) 平成24年 6月 取締役会長 (代表取締役) 現在に至る</p>	29,976株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>昭和42年より当行グループの一員として、主に企画部門を歩み、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。また、当行の代表取締役頭取を6年、代表取締役会長を5年務めており、経営経験も豊富な人物であります。その経験や知見を当行取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としてしました。</p>			
2	<p>再任</p> <p>いけ だ こう 池 田 晃 治 (昭和28年9月3日生)</p>	<p>昭和52年 4月 当行入行 平成18年 4月 執行役員福山営業本部本部長 平成20年 4月 常務執行役員福山営業本部本部長 平成21年 4月 常務執行役員総合企画部長 平成21年 6月 常務取締役総合企画部長 平成23年 4月 常務取締役 平成24年 6月 取締役頭取 (代表取締役) 秘書室・東京事務所担当 現在に至る</p>	24,000株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>昭和52年より当行グループの一員として、主に営業部門、企画部門を歩み、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。また、当行の代表取締役頭取を5年務めており、経営経験も豊富な人物であります。その経験や知見を当行取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としてしました。</p>			

候補者番号	ふり 氏 (生 年 月 日) がな 名	略歴、当行における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当行 の株式数
3	<p>再任</p> <p>ひろ た 田 とおる 亨 (昭和33年1月8日生)</p>	<p>昭和56年4月 当行入行 平成20年4月 大手町支店長 平成22年4月 執行役員今治支店長 平成24年4月 常務執行役員今治支店長 平成25年4月 常務執行役員 平成25年6月 常務取締役東部統括本部長 平成27年4月 常務取締役 平成27年6月 取締役専務執行役員 平成29年4月 取締役専務執行役員 営業統括部・法人企画部・公務営業部担当 現在に至る</p>	6,144株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>昭和56年より当行グループの一員として、主に営業部門を歩み、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。また、当行の取締役として経営経験も豊富な人物であります。その経験や知見を当行取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者となりました。</p>			
4	<p>再任</p> <p>み よし き 三 そ 吉 吉 三 (昭和34年7月4日生)</p>	<p>昭和57年4月 当行入行 平成19年6月 コンプライアンス統括部長 平成21年4月 融資第二部長 平成22年11月 執行役員岡山支店長 平成26年4月 執行役員 平成26年6月 取締役 平成27年6月 取締役常務執行役員 平成28年6月 取締役専務執行役員 融資部担当 現在に至る</p>	4,000株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>昭和57年より当行グループの一員として、主にコンプライアンス部門、融資部門を歩み、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。また、当行の取締役として経営経験も豊富な人物であります。その経験や知見を当行取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者となりました。</p>			

候補者 番号	氏名 (生 年 月 日)	略歴、当行における地位および担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当行 の 株 式 数
5	<p>再任</p> <p>吉 野 勇 治 (昭和34年3月5日生)</p>	<p>昭和57年4月 当行入行 平成18年4月 総合企画部長 平成21年4月 銀山町支店長 平成24年4月 執行役員東京支店長 平成26年4月 常務執行役員東京支店長 平成27年4月 常務執行役員 平成27年6月 取締役常務執行役員 平成29年4月 取締役常務執行役員 アセットマネジメント部長 アセットマネジメント部・個人ローン部 ・資金証券部担当 現在に至る</p>	21,000株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>昭和57年より当行グループの一員として、主に企画部門、営業部門を歩み、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。また、当行の取締役として経営経験も豊富な人物であります。その経験や知見を当行取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としてしました。</p>			
6	<p>再任</p> <p>部 谷 俊 雄 (昭和35年5月1日生)</p>	<p>昭和58年4月 当行入行 平成20年4月 広島東支店長 平成23年4月 総合企画部長 平成25年4月 執行役員本店営業部本店長 平成27年4月 常務執行役員本店営業部本店長 平成28年4月 常務執行役員 平成28年6月 取締役常務執行役員 平成29年4月 取締役常務執行役員 コンプライアンス統括部・人事総務部担当 現在に至る</p>	10,722株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>昭和58年より当行グループの一員として、主に営業部門、企画部門を歩み、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。また、当行の取締役として経営経験も豊富な人物であります。その経験や知見を当行取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としてしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生 年 月 日)	略歴、当行における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当行の株式数
7	<p>新任</p> <p>あら き ほう そう 荒 木 裕 三 (昭和34年10月30日生)</p>	<p>昭和58年 4 月 当行入行</p> <p>平成18年 4 月 五日市八幡支店長</p> <p>平成20年 4 月 法人営業部長兼金融サービス室長</p> <p>平成21年 4 月 営業統括部長</p> <p>平成22年 4 月 人事総務部長</p> <p>平成25年 4 月 執行役員呉支店長兼呉市役所出張所長</p> <p>平成27年 4 月 常務執行役員地区担当役員</p> <p>平成29年 4 月 常務執行役員 リスク統括部担当 現在に至る</p>	4,000株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>昭和58年より当行グループの一員として、主に人事部門、営業部門を歩み、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。その経験や知見を当行取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としてしました。</p>			
8	<p>再任</p> <p>すみ かわ まさ ひろ 住 川 雅 洋 (昭和23年11月26日生)</p>	<p>昭和47年 4 月 日本銀行入行</p> <p>平成12年 5 月 日本銀行広島支店長</p> <p>平成14年 6 月 日本銀行情報サービス局長</p> <p>平成15年 4 月 東京都民銀行入行 顧問</p> <p>平成15年 6 月 東京都民銀行常務取締役</p> <p>平成16年 6 月 東京都民銀行代表取締役専務</p> <p>平成22年 6 月 東京都民銀行顧問兼とみん経営研究所 代表取締役会長</p> <p>平成23年 4 月 アメリカンファミリー生命保険会社入社 シニアアドバイザー</p> <p>平成25年 6 月 当行取締役 現在に至る</p>	8,000株
<p>社外 独立</p> <p>社外取締役候補者とした理由</p> <p>日本銀行の支店長および地域金融機関の経営に携わり、経営者としての業務執行統括の経験を有しております。平成25年より当行社外取締役に在任しており、引き続きその豊富な経験や幅広い見識を活かし、経営陣から独立した立場で当行取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化に貢献いただけると判断し、社外取締役候補者としてしました。</p>			

候補者番号	ふり 氏 (生 年 月 日) がな 名	略歴、当行における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当行 の株式数
9	<p>再任</p> <p>まえ だ か おり 前 田 香 織</p> <p>(昭和34年6月22日生)</p> <p>社外 独立</p>	<p>昭和57年4月 広島大学工学部助手</p> <p>平成2年4月 財団法人放射線影響研究所</p> <p>平成6年6月 広島市立大学情報科学部情報工学科助手</p> <p>平成8年4月 広島市立大学情報処理センター講師</p> <p>平成12年7月 広島市立大学情報処理センター助教授</p> <p>平成19年4月 広島市立大学大学院情報科学研究科教授(現任)</p> <p>平成27年6月 当行取締役 現在に至る</p>	4,000株
<p>社外取締役候補者とした理由</p> <p>IT分野における学識者としての経験、および幅広い知識と高い見識を有しております。過去に社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、平成27年より当行社外取締役に在任しており、引き続きIT専門家としての豊富な経験や幅広い見識を活かし、経営陣から独立した立場で当行取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化に貢献いただけると判断し、社外取締役候補者となりました。</p>			
10	<p>再任</p> <p>み うら さとし 三 浦 惺</p> <p>(昭和19年4月3日生)</p> <p>社外 独立</p>	<p>昭和42年4月 日本電信電話公社入社</p> <p>平成8年6月 日本電信電話株式会社取締役人事部長</p> <p>平成10年6月 日本電信電話株式会社 常務取締役人事労働部長</p> <p>平成14年6月 東日本電信電話株式会社代表取締役社長</p> <p>平成19年6月 日本電信電話株式会社代表取締役社長</p> <p>平成24年6月 日本電信電話株式会社取締役会長(現任)</p> <p>平成28年6月 当行取締役 現在に至る</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>日本電信電話株式会社取締役会長</p>	1,000株
<p>社外取締役候補者とした理由</p> <p>日本電信電話株式会社代表取締役社長および取締役会長として経営に携わり、経営者としての業務執行統括の経験を有しております。平成28年より当行社外取締役に在任しており、引き続きその豊富な経験や幅広い見識を活かし、経営陣から独立した立場で当行取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化に貢献いただけると判断し、社外取締役候補者となりました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当行の間には特別の利害関係はありません。
2. 住川 雅洋氏、前田 香織氏、および三浦 惺氏は、社外取締役の候補者であります。
3. 住川 雅洋氏の当行社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。前田 香織氏の当行社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。三浦 惺氏の当行社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
4. 当行は、住川 雅洋氏、前田 香織氏、および三浦 惺氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
5. 前田 香織氏につきましては、その名前が高名であるため、上記のとおり表記しておりますが、戸籍上の氏名は、相原 香織(あいばら かおり)であります。

第4号議案

監査役1名選任の件

監査役水野上広司氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

ふり 氏 (生 年 月 日)	がな 名	略歴、当行における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当行 の株式数
新任 かた やま ひとし 片 山 仁 (昭和36年12月24日生)		昭和60年4月 当行入行 平成17年4月 総合企画部主計課長 平成24年10月 福岡支店長 平成27年4月 広島西支店長 平成29年4月 コンプライアンス統括部理事 現在に至る	一株
監査役候補者とした理由 昭和60年より当行グループの一員として、主に財務部門・営業部門を歩み、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。その経験や知見を社会的信頼に応える良質なコーポレートガバナンス体制の確保に活かすことが期待できるため、監査役候補者としてしました。			

(注) 新任の監査役候補者であり、候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。

第5号議案

取締役等に対する株式報酬等の額および内容決定の件

1. 提案の理由

当行の取締役（社外取締役および国内非居住者を除く。以下本議案において同じ）の報酬は、「確定金額報酬」、「業績連動型報酬」および「株式報酬型ストック・オプション」で構成されていますが、新たに、当行の取締役および執行役員（国内非居住者を除く。取締役と併せて、以下「取締役等」という）を対象に、当行株式の交付を行う株式報酬制度（以下「本制度」という）の導入をお願いするものであります。

本制度の導入は、取締役等を対象に、当行の中長期的な業績の向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的としており、導入は相当であると考えております。

本議案は、平成2年6月28日開催の第79期定時株主総会においてご承認いただきました取締役に対する金銭による確定金額報酬の限度額（月額30百万円以内）および平成27年6月25日開催の第104期定時株主総会においてご承認いただきました取締役（社外取締役を除く）に対する金銭による業績連動型報酬の報酬枠（親会社株主に帰属する当期純利益に応じて、年額120百万円以内）とは別枠で、取締役等に対して株式報酬を支給する旨のご承認をお願いするものであります。

本制度の対象となる取締役の員数は、第3号議案「取締役10名選任の件」が原案どおり承認可決されますと7名となります。また、本制度の対象となる取締役を兼務しない執行役員は14名であります。

なお、本議案の承認可決を条件として、現行の株式報酬型ストック・オプションとしての報酬枠は廃止し、取締役に対して新規でのストック・オプションの付与は行わないものといたします。

2. 本制度における報酬等の額および内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当行が拠出する取締役等の報酬額を原資として当行株式が信託を通じて取得され、取締役等に当行株式および当行株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当行株式等」という）の交付および給付（以下「交付等」という）が行われる株式報酬制度です。

（詳細は下記(2)以降のとおり）

① 本議案の対象となる当行株式等の交付等の対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・当行の取締役（社外取締役および国内非居住者を除く） ・当行の執行役員（国内非居住者を除く）
② 本議案の対象となる当行株式が発行済株式の総数に与える影響	
当行が拠出する金員の上限 ※下記(2)のとおり	3事業年度を対象として、合計900百万円
取締役等が取得する当行株式等の数の上限および当行株式の取得方法 ※下記(3)のとおり	<ul style="list-style-type: none"> ・取締役等に付与される1年あたりのポイントの総数の上限は1,333,400ポイント（※） ・取締役等に付与される1年あたりのポイントの総数の上限に相当する株式数の発行済株式総数（平成29年3月31日時点、自己株式控除後）に対する割合は約0.21% ・当行株式は、株式市場または当行（自己株式処分）から取得。ただし、平成29年に設定する本信託（下記(3)に定める）については、株式市場から取得するため、本制度による希薄化は生じない <p>※対象期間ごとに、本信託が取得する株式数の上限は1年あたりのポイントの総数の上限に信託期間の年数3を乗じ、1,000株未満を切り捨てた数に相当する4,000,000株となります。</p>
③ 取締役等に対する当行株式等の交付等の時期 ※下記(4)のとおり	取締役等の退任時

(2) 当行が拠出する金員の上限

本制度は、連続する3事業年度（当初は、平成30年3月31日で終了する事業年度から平成32年3月31日で終了する事業年度までの3事業年度とし、本(2)第3段落の信託期間の延長が行われた場合には、以降の各3事業年度とする。以下「対象期間」という）を対象とします。

当行は、対象期間ごとに合計900百万円を上限とする金員を、取締役等への報酬として拠出し、受益者要件を充足する取締役等を受益者とする信託期間3年間の信託（以下「本信託」という）を設定（本(2)第3段落の信託期間の延長を含む。以下同じ）します。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当行株式を株式市場または当行（自己株式処分）から取得（平成29年に設定する本信託については、株式市場から取得するため、本制度による当行株式の希薄化は生じない）します。当行は、信託期間中、取締役等に対するポイント（下記(3)のとおり）の付与を行い、本信託は当行株式等の交付等を行います。

なお、本信託の信託期間の満了時において、新たな本信託の設定に代えて信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、当初の信託期間と同一期間だけ本信託の信託期間を延長し、信託期間の延長以降の3事業年度を対象期間とします。当行は、延長された信託期間ごとに、合計900百万円の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役等に対するポイントの付与を継続し、本信託は、延長された信託期間中、当行株式等の交付等を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当行株式（取締役等に付与されたポイントに相当する当行株式で交付等が未了であるものを除く）および金銭（以下「残存株式等」という）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、900百万円の範囲内とします。

また、本信託を終了する場合においても、信託期間の満了時に、受益者要件を満たす可能性のある取締役等が在任している場合には、直ちに本信託を終了させずに、一定期間に限り、本信託の信託期間を延長することがあります。ただし、その場合には、取締役等に対する新たなポイントの付与は行いません。

(3) 取締役等が取得する当行株式等の数の算定方法および上限

信託期間中は、役位に応じて、取締役等に一定のポイントが付与されます。また、取締役等の退任時（退任には、海外赴任により国内居住者でなくなる場合を含む。以下同じ）にポイントの累積値（以下「累積ポイント」という）に応じて当行株式等の交付等が行われます。

1ポイントは当行株式1株とします。ただし、信託期間中に当行株式の株式分割・株式併合等のポイントの調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じて、1ポイントあたりの当行株式数の調整がなされます。

取締役等に付与される1年あたりのポイントの総数は1,333,400ポイント（※）を上限とします。

（※）第2号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決されますと、平成29年10月1日を効力発生日として行う株式併合により、1ポイントあたりの当行株式は0.5株となる予定です。

(4) 取締役等に対する当行株式等の交付等の方法および時期

受益者要件を充足した取締役等は、当該取締役等の退任時に、上記(3)に基づき算出される数の当行株式等の交付等を受けるものとします。

このとき、当該取締役等は、当該ポイントの一定割合に相当する数の当行株式（単元未満株式は切上げ）について交付を受け、残りについては本信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

なお、信託期間中に受益者要件を満たす取締役等が死亡した場合は、その時点で付与されている累積ポイントに相当する数の当行株式について、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を当該取締役等の相続人が受けるものとします。

(5) 本信託内の当行株式に関する議決権

本信託内にある当行株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。

(6) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更および本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

以上

(ご参考)

第106期（平成29年3月31日現在）信託財産残高表

(単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
信 託 受 益 権	36,664	金 銭 信 託	50,956
有 形 固 定 資 産	629	包 括 信 託	716
銀 行 勘 定 貸	22		
現 金 預 け 金	14,356		
合 計	51,672	合 計	51,672

- (注) 1. 共同信託他社管理財産については取扱残高はありません。
2. 元本補てん契約のある信託については下表のとおりです。
3. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

元本補てん契約のある信託

金銭信託

(単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
現 金 預 け 金	12,778	元 本	12,778
計	12,778	計	12,778

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

インターネットにより議決権行使をされる場合のお手続きおよび取扱い等について

インターネットにより議決権行使をされる場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

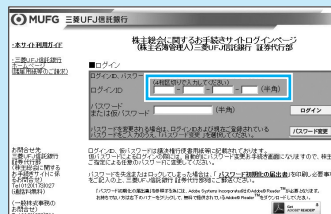
当日ご出席の場合は、書面（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

議決権行使サイトについて

- インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから当行の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止します。）
- インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主さまのインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- インターネットによる議決権行使は、平成29年6月27日（火曜日）の午後5時まで受け付けいたしますが、お早めに行役していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

インターネットによる議決権行使方法について

- 議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- 株主さま以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。



議決権電子行使プラットフォームについて（機関投資家の皆さまへ）

- 株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」にご参加の株主さまは、当該プラットフォームから議決権を行使いただけます。

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主さまのご負担となりますのでご了承ください。

以上

システム等に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00 通話料無料）

UD FONT 見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

